

「雇用就農資金」（新法人設立支援タイプ） （令和7年度第2回）募集要領

一般社団法人全国農業会議所

全国農業会議所は、50歳未満の就農希望者（以下「法人等雇用就農者」という。）を新たに雇用する農業法人等に対して資金を助成する「雇用就農資金」を実施します。

本募集の「新法人設立支援タイプ」では、農業法人等が、新たな農業法人を設立して独立就農することを目指す法人等雇用就農者を一定期間雇用し、独立就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための研修を実施する場合に資金を交付します。

事業の対象となる法人等雇用就農者は、原則として2024年10月1日～2025年6月1日の間に従業員として50歳未満で採用され、就業を開始している方（支援開始日時点（2025年10月1日）で従業員としての就業期間が4ヶ月以上12ヶ月未満を経過している方）です。

事業の実施を希望される農業法人等の方は、2025年7月1日（火）～8月4日（月）（必着）までに各都道府県農業会議等に必要な申請書類を提出してください。

※ 農業法人等が法人等雇用就農者を雇用し、当該農業法人等での農業就業又は独立就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための研修を実施する場合に資金を交付する「雇用就農者育成・独立支援タイプ」、農業法人等が職員等を次世代の経営者として育成するために実施する派遣研修を支援する「次世代経営者育成タイプ」の募集も併せて実施しています。詳しくは各募集要領をご覧ください。

I 助成内容

1 助成額及び助成対象期間

ア 助成額

法人等雇用就農者1人当たり

24ヶ月目までは1ヶ月につき100,000円（年間1,200,000円）

25ヶ月目以降は1ヶ月につき50,000円（年間600,000円）

※ 法人等雇用就農者が障がい者、生活困窮者、刑務所出所者等（以下「多様な人材」という。）の場合は、24ヶ月目までは1ヶ月につき112,500円（年間1,350,000円）、25ヶ月目以降は1ヶ月につき62,500円（年間750,000円）

イ 助成対象期間

2025年10月から最長4年間

※ 事業実施期間が3ヶ月未満の場合は、助成金は交付されません。

※ 本事業は、過去に本事業の支援対象となった法人等雇用就農者が農業法人等の責めに帰すべき理由により離農している場合には、離農した法人等雇用就農者の数を超えて雇用した新規就農者の増加分が助成の対象となります。

2 採択数の上限

申請数が多数の場合は、採択数、助成対象期間を調整する場合があります。

II 募集期間、申請先、申請書類

1 募集期間

2025年7月1日（火）～8月4日（月）

※ 受付は土日祝日を除く。

※ 提出期限は、募集期間最終日の午後5時まで。原則メールで農業会議等へ提出してください。郵送の場合は当日必着。

2 申請先

各都道府県農業会議等（後掲の「『雇用就農資金』のお問合せ・申請先」をご覧ください。）

※ 申請する農業法人等の所在地と就業場所が異なる場合は、就業場所が所在する都道府県農業会議等に申請してください。

3 申請書類

申請に必要な書類は、様式第1号「雇用就農資金」（新法人設立支援タイプ）令和7年度第2回募集 申請書類一覧（チェックリスト）のとおりです。申請書類は、「雇用就農資金」ホームページ又は各都道府県農業会議等窓口で入手できます。

○「雇用就農資金」ホームページ（検索エンジンで「雇用就農資金」と検索してください）
【 https://www.be-farmer.jp/farmer/employment_fund/original/ 】

III 事業の応募要件

雇用就農資金を実施するためには、次の要件の全てを満たす必要があります。

1 農業法人等の要件

ア おおむね年間を通じて農業を営み、本支援終了後も継続して農業経営を行う事業体（農業法人、農業者、農業サービス事業体等）又は新規就農者を雇用して技術を習得させる機関であること。ただし、法人等雇用就農者に自らの経営を移譲することを希望する農業者についてはこの限りではなく、経営移譲の意志等は事業申請書（様式第2号）等により判断する。

当該事業体のうち、「農業法人」及び「農業者」は、農業生産による農畜産物（当該農業法人及び農業者が生産した農畜産物を原料とした加工品を含む。）の販売収入のある者とする。また、「農業サービス事業体」は、酪農ヘルパーやコントラクター等の農業生産に必要な作業の一部をおおむね年間を通じて請け負う事業体とし、選果場や集出荷場等の単純作業のみを行う事業体は含まない。

「新規就農者を雇用して技術を習得させる機関」は、当該機関の定款、規約・設置要領等において、就農希望者に対する研修の実施について明記している機関とする。

イ 農畜産物の生産（当該農業法人等が生産した農畜産物の加工・販売を含む。）に従事する

者を新たに雇用し、就農に必要な作物の栽培管理技術、家畜の飼養技術、経営ノウハウ、農産加工技術、販路開拓手法、販売接客能力等の農業生産に必要な能力を身につけさせるための実践的な研修を行うことができ、かつ、経営開始資金、経営開始支援資金又は農業次世代人材投資資金（経営開始型）の交付期間中ではないこと。

なお、研修はおおむね年間300時間以上行うこととし、作物の栽培管理技術又は家畜の飼養技術に加え、経営ノウハウを身に付けるための研修の実施を必須とする。

ウ 法人等雇用就農者に対して、十分な指導を行うことが出来る指導者（以下「研修指導者」という。）を置くこと。なお、必要に応じて複数の研修指導者を置くことができる。研修指導者は、当該農業法人等の役員（経営者本人を含む。以下同じ。）又は従業員であり、5年以上の農業経験を有する者、農業経営改善計画の認定を受けている認定農業者（法人の場合は代表者に限る。）とする。なお、農業経験には、普及指導員やJAの営農指導員、農業高校・大学の教職員として指導した経験等を含む。

エ 法人等雇用就農者との間で、従業員（農業法人等の役員等は含まない。）として雇用契約を締結すること。

オ 法人等雇用就農者に習得させる技術を明記した研修計画を作成し、その研修内容等を就農に関するポータルサイトに掲載すること（Ⅶその他の1を参照）。

カ 生産性が高く人に優しい職場環境作り（以下「農業の「働き方改革」」という。）について、具体的な取組を記載した農業の「働き方改革」実行計画を作成し、公表等の方法により従業員と共有すること。ただし、既に作成している類似の計画（経営目標等を含む。）があり、公表等の方法により従業員と共有している場合はこの限りではない。

キ 従業員が6ヶ月間継続勤務し、その6ヶ月間の全労働日の8割以上を出勤した場合は、10日以上の有給休暇を付与すること。また、その後は、勤続年数1年ごとに、その日数に1日（3年6ヶ月以後は2日）を加算した有給休暇を総日数が20日に達するまで付与すること。

ク 以下の全ての項目について、就業規則若しくはこれに準ずるものに規定している、又は支援開始後1年以内に新たに規定すること。

（ア）労働時間が6時間を超える場合には45分以上、8時間を超える場合には1時間以上の休憩を労働時間の途中に確保すること。

（イ）毎週1日以上又は4週間を通じて4日以上の日を確保すること。

ケ 以下の項目のいずれか2つ以上に既に取り組んでいる、又は支援開始後1年以内に新たに取り組むこと。ただし、（イ）については、既に取り組んでいる又は支援開始後の決算期までに取り組むこと。

（ア）就業規則又はこれに準ずるもの（労使協定の締結を含む。）に年間総労働時間（所定労働時間及び残業時間の合計）を2,445時間以内とすることを規定すること。

（イ）就業規則又はこれに準ずるもの（労使協定の締結を含む。）に産前産後休業や育児・介護休業等、働きやすさを向上させるための内容を規定すること。

（ウ）従業員の人材育成及び評価の仕組みを整備すること。

（エ）農業の「働き方改革」に資する施設を整備すること。

（オ）次世代育成支援対策推進法に基づく認定（「プラチナくるみん」「くるみん」又は「トライくるみん」）を受けること。

（カ）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（「プラチナえるぼし」又は「えるぼし」）を受けること。

※ 上記（ア）～（オ）について、定められた期限までに取り組んでいない場合は、採択取消しとなります。

コ 原則として労働保険（雇用保険及び労働者災害補償保険）に加入させること。また、法人にあっては、厚生年金保険及び健康保険に加入させること。

なお、労働時間については1週間の所定労働時間が当該農業法人等の他の従業員と同じ（当該農業法人等の就業実態に即したフルタイムの勤務体系）であることとし、1週間の所定労働時間

働時間（年間を通じた平均。以下同じ。）は35時間以上であること。ただし、育児・介護を理由に短時間勤務を実施する場合の1週間の所定労働時間（年間を通じた平均）については、30時間以上で可とする。また、法人等雇用就農者が障がい者の場合は、1週間の所定労働時間は20時間以上で可とする。なお、1週間の所定労働時間がこれらに満たないやむを得ない事情があると全国農業会議所が認める場合はこの限りではない。

サ 常時10人以上の従業員を雇用する農業法人等は、就業規則を定めていること。

シ 地域計画に農業を担う者として位置づけられた者又は位置づけられることが見込まれる者であること（東日本大震災の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県の12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村）及び令和6年能登半島地震の被災市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町）にあっては、実質化された人・農地プランに位置付けられた中心経営体を含む）。なお、やむを得ない事情により、今後も位置付けられることが見込まれない場合は、当該農業法人等が雇用就農資金の支援対象として適当な経営体であると事業推進委員会が認めた者であること。

ス 労働基準法等で定められた管理帳簿（出退勤・休憩の時間が記された出勤簿、賃金台帳、労働者名簿のいわゆる法定3帳簿）を整備していること。

セ 過去に、雇用及び研修に関して法令に違反したこと、虚偽の報告等本事業等に関する不正を理由に事業の取消や事業申請の不採択を受けたこと等のトラブルがないこと。ただし、当該トラブルが既に是正され、1年を経過している場合はこの限りではない。なお、「雇用及び研修に関して法令に違反したこと」とは、雇用契約の違反等により労働基準監督署から指摘されたこと等があるものとする。

ソ 過去に要件違反等に該当したことにより、全国農業会議所に返還すべき助成金がないこと。

タ 本事業に係る法人等雇用就農者について、今回締結した雇用契約より前に正社員としての雇用関係がないこと。ただし、新たに農業に参入した法人であって参入以前に雇用関係がある場合はこの限りではない。

チ 本事業において実施する法人等雇用就農者の就農状況等の調査について、事業期間中、事業終了直後及び事業終了1年後に報告することを確約していること。

ツ 法人等雇用就農者の雇用を理由として、本事業の支援期間と重複する期間を対象とした国による法人等雇用就農者の人件費に対する助成、雇用奨励金、研修の実施に対する助成などを受給していないこと。なお、本事業の支援開始後に国からの助成等を受ける場合は、本支援との重複がないか確認するため、事前に都道府県農業会議等に相談すること。

テ 農業法人等において、過去に本事業等の法人等雇用就農者又は研修生（以下「法人等雇用就農者等」という。）として、本事業等による事業実施年度の5ヶ年度前から前年度までに支援対象となった法人等雇用就農者等（以下「過去に受け入れた法人等雇用就農者等」という。）の数が2人以上いる場合、事業申請時において農業に従事している法人等雇用就農者等の数が、過去に受け入れた法人等雇用就農者等の数の2分の1以上であること。ただし、法人等雇用就農者等が多様な人材である場合、又は法人等雇用就農者等の死亡若しくは天災その他やむを得ない事情によるものと全国農業会議所が認めた場合は、過去に受け入れた法人等雇用就農者等から除くことができるものとする。

ト 農業法人等の代表者等は、国が提供する農業経営人材育成研修プログラムの中級コースのうち「労務管理」の科目を修了している、又は支援開始後1年以内に修了すること。（Ⅶその他の2を参照）

ナ 農業法人等の研修指導者等は、雇用就農者の育成強化に資する研修又はセミナーを内容に組み入れた指導者養成研修会に出席すること（同一年度中に既に本事業の指導者養成研修会に出席している場合はこの限りではない。）。また、法人等雇用就農者を事業説明・研修会に出席させること。

二 新法人設立または経営継承に向けた法人等雇用就農者のサポートに努めること。

- ヌ 全国農業会議所又は都道府県農業会議等から事業実施状況及び関係書類等の確認を求められた場合は、これに協力すること。また、農業法人等は、全国農業会議所又は都道府県農業会議等から事業を適切に実施するための指導等を受けた場合は、これに従うこと。
- ネ 支援期間中に、法人等雇用就農者に対して日本農業技術検定等の検定試験を受験させる、又はその他の手法により技術習得状況の確認に努めること。

2 法人等雇用就農者の要件

- ア 就農意欲を有し、本事業を含む新たな農業法人の設立のための支援終了後1年以内に新たに農業法人を設立して独立する強い意志があり、従業員としての採用時の年齢が50歳未満の者であること。
- 就農の意志等は、事業申請書（様式第2号）の記載内容、法人等雇用就農者の履歴書等により判断する。
- イ 2024年10月1日から2025年6月1日までに農業法人等で従業員として就業を開始しており、支援開始日（2025年10月1日）時点で就業期間が4ヶ月以上12ヶ月未満を経過している者であること。
- なお、本事業の対象となる法人等雇用就農者を、厚生労働省が実施する「トライアル雇用制度」等を活用後、支援開始日までに正社員（期間の定めのない雇用契約）として雇用している場合は、その期間を正社員としての就業期間に含めることができるものとする。
- ウ 主に農畜産物の生産（当該農業法人等で生産された農畜産物の加工・販売を含む。）に関する業務に従事する者であること。
- エ 過去の農業就業期間等（農業法人等の従業員（パート、期間雇用、季節雇用、アルバイトを含む。）及び研修受講生として農業生産に従事した期間並びに自営農業に従事した期間の合計とし、農業高校、農業大学校等における修学期間は含めない。以下同じ。）が採用日時点で5年以内の者であり、就業にあたり研修実施が必要であると事業推進委員会が認めた者であること。
- オ 本事業において事業期間中、事業終了直後及び事業終了1年後に実施する法人等雇用就農者の就農状況等の調査について協力することを確約していること。
- カ 農業法人等の代表者の親族（3親等以内）でないこと。ただし、以下のいずれかの場合はこの限りではない。
- （ア）集落営農組織（農業経営基盤強化促進法第23条第4項に定める特定農業団体又は特定農業団体に準じる組織をいう。）で、その代表者と同居していない者が採用される場合。
- （イ）親族以外の雇用保険被保険者がいる雇用保険適用事業所で、その代表者と同居していない者が採用され、他の従業員と同等の雇用条件である場合。
- キ 法人等雇用就農者が外国人の場合は、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」又は「特別永住者」の在留資格を有する者であること。
- ク 過去に本事業等に採択されていないこと。
- ただし、過去に当該事業で採択された場合であっても、助成を受けずに事業を中止した場合又は取り下げた場合若しくは中止した場合の理由が法人等雇用就農者の責めに帰すべき理由による解雇若しくは法人等雇用就農者の都合による離職以外の理由であると全国農業会議所が認めた場合はこの限りではない。なお、この場合の助成対象期間は、本事業の助成対象期間から過去に当該事業の助成を受けた期間を引いた期間とするが、過去に当該事業の助成を受けて研修していた農業法人等の耕種農業・畜産農業の営農類型（日本標準産業分類に準拠。以下同じ。）と新たに雇用された農業法人等の営農類型が異なる場合はこの限りではない。
- ケ 過去に就農準備資金、就農準備支援資金、農業次世代人材投資資金（準備型。平成28年度以前の青年就農給付金の準備型を含む。）、就職氷河期世代の新規就農促進事業、新規就農

促進研修支援事業又は就農準備支援事業の交付を受けて研修していないこと。

ただし、過去に当該事業の交付を受けて研修していた農業法人等の耕種農業・畜産農業の営農類型と新たに雇用された農業法人等の営農類型が異なる場合及び道府県の農業大学校等の農業経営者育成教育機関で当該事業の交付を受けて研修していた場合はこの限りではない。

- コ 過去に国産飼料増産対策事業補助金交付等要綱（令和6年3月29日付け5畜産第2344号）別表1の1の飼料生産組織の人材確保・育成支援のうち（1）人材確保・育成支援の対象となっていないこと。ただし、過去に当該事業の対象となった場合でも研修を中止し、その中止理由が、法人等雇用就農者の責めに帰すべき理由による解雇でない場合又は法人等雇用就農者の都合による離職でない場合は、この限りではない。
- サ 全国農業会議所又は都道府県農業会議等から事業実施状況の確認を求められた場合は、これに協力すること。また、法人等雇用就農者は、全国農業会議所又は都道府県農業会議等から事業を適切に実施するための指導等を受けた場合は、これに従うこと。

3 補完雇用就農者の要件

農業法人等が過去に本事業の支援対象となった法人等雇用就農者が農業法人等の責めに帰すべき理由で離農した場合に、新たに本事業の支援を受けるために当該離農者分にあたる新規就農者として雇用する者（補完雇用就農者）は、次の事項を全て満たさなければならない。

- ア 当該農業法人等において初めて本事業の支援対象となった法人等雇用就農者のうち採用日が最も早い者の採用日以降に、当該農業法人等との間で正社員として期間の定めのない雇用契約を締結して採用された者であること。ただし、当該就農者が独立等することを前提としている場合は、従業員としての雇用契約の締結で可とする。
- イ アの採用日時時点で原則50歳未満であること。
- ウ 雇用保険及び労働者災害補償保険に加入していること。また、雇用元が法人の場合は、厚生年金保険及び健康保険に加入していること。
- エ 主に農畜産物の生産（当該農業法人等で生産された農畜産物の加工・販売を含む。）に関する業務に従事し、1週間の所定労働時間が35時間以上であること。ただし、当該就農者が障がい者の場合は、1週間の所定労働時間は20時間以上で可とする。なお、1週間の所定労働時間がこれらに満たないやむを得ない事情があると本会が認める場合はこの限りではない。
- オ アで締結した雇用契約より前に当該農業法人等との間で正社員としての雇用関係がないこと。ただし、当該農業法人等が新たに農業に参入した法人であって参入以前に雇用関係がある場合はこの限りではない。
- カ 過去の農業就業期間等が5年以内であること。
- キ 補完雇用就農者が外国人の場合は、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」又は「特別永住者」の在留資格を有する者であること。

4 新法人設立支援タイプのうち独立に向けた研修を行う場合の留意事項

研修期間は、助成期間（最長4年間）だけでなく、農業法人等が助成期間終了後に独自研修を行う場合はその期間（最長2年間）を含むものとする。

Ⅳ 採択にあたっての審査事項

提出された事業申請書等のうち全ての応募要件を満たしている申請について、事業推進委員会において、総合的に審査を行い、予算の範囲内で採択者を決定します。そのため、応募状況によっては要件を満たしていても不採択になる可能性があります。

また、採択者の決定に係る審査の経過、結果等についてのお問合せには一切お答えできませんので、あらかじめご了承ください。

- ※ 採択された場合、支援2年目終了時点（支援予定期間が2年以内の場合には、支援1年目終了時点）で、全国農業会議所が定める日までに「新法人設立支援タイプ進捗状況報告書」（様式第3号）を農業会議等に提出する必要があります。
- ※ 農業法人等が3年目以降の支援継続を希望する場合は、3年目以降の助成について、提出いただいた「新法人設立支援タイプ進捗状況報告書」（様式第3号）に基づき事業推進委員会により毎年審査を行います。継続が不適切と判断された場合には、以降の支援を中止します。

Ⅴ 審査結果の通知

申請内容を審査した上で、2025年9月下旬を目途に審査結果を応募者に通知します。

VI 注意事項

(1) 助成金の交付は4年間の支援期間を全国農業会議所が定める期間に区切って行うため、期間ごとに助成金交付申請書等の書類を提出していただきます。また、原則として事業実施状況を確認した上で助成金を支払う仕組みのため、支援開始後に都道府県農業会議等が行う現地確認に協力していただきます。

助成金交付申請書等の書類が、全国農業会議所が定める期日までに提出されない場合、採択を取り消します。本募集で採択された場合の助成金交付申請書等の提出期限等については「助成金申請スケジュール」を参照願います。

また、予算の範囲内で支払うことから、予算の執行状況に応じて、助成金を減額して支払う場合があります。

(2) 本事業の支援期間と重複する期間を対象とした国による法人等雇用就農者の人件費に対する助成、雇用奨励金、研修実施に対する助成等を受ける場合は、本事業の支援の対象となりませんので、必ず事前に都道府県農業会議等に相談して頂くとともに、事業申請書（様式第2号）の「1 農業法人等の概要」欄に事業内容等を記載してください。

(3) 採択後、研修指導者等は指導者養成研修会に、法人等雇用就農者は事業説明・研修会に出席していただきます。出席しない場合、原則として採択を取り消します。

(4) 採択後に、申請内容等の変更、その他の理由により、要件を満たさなくなった場合は、採択を取り消します。（例：採択後、農業法人等の代表者が当該法人等雇用就農者の親族（3親等以内）であり、かつその法人等雇用就農者と同居している者に変更になった場合）

(5) 採択後に、次に該当する場合は、助成金の全部又は一部を交付しません。既に交付した助成金については、別途規定する加算金を賦課して返還を求めます。

① 著しく研修計画に即した研修が行われていないと認められる場合

② 著しく研修の効果が認められない場合

③ 農業法人等の都合により研修を中止した場合（天災その他やむを得ない事情により研修の継続が不可能となった場合、又は法人等雇用就農者の責めに帰すべき理由による場合を除く。）

④ 農林水産省及び全国農業会議所が定める要件等に違反した場合

⑤ 虚偽の申請や報告等、事業に関する不正が認められた場合

⑥ 全国農業会議所が定める期日までに、助成金の申請に係る資料が提出されない場合

なお、雇用就農資金に関して生じた一切の紛争の処理については、東京地方裁判所を専属的な管轄裁判所とします。

(6) 本事業等の適切な執行のため、申請内容及び事業実施内容について全国農業会議所が作成する雇用就農資金等管理システムに登録します。また、申請内容及び事業実施内容について必要最小限度内で地方自治体等の関係機関に提供するとともに、全国農業会議所のホームページで農業法人等名及び法人等雇用就農者氏名を公表する場合があります。

(7) 本事業で採択された経営体については、全国農業会議所のホームページで経営体名を公開します。

Ⅶ その他 補足事項

1 就農に関するポータルサイトへの研修計画等の掲載

本事業の応募要件で、「就農に関するポータルサイトに研修計画等を掲載」すること」としています。農業法人等の情報及び本事業の支援期間中に実施する研修内容等について、ポータルサイト（農業をはじめる. JP）内の登録フォームより作成・登録申請を行ってください。

以下URL又は右のQRコードよりアクセスしてください。

https://app.be-farmer.jp/training_users/sign_in

※過去に雇用就農資金で採択実績があり、掲載がお済みの方は対応不要です。



（研修内容等登録フォーム）

2 農業経営人材育成研修プログラムの修了について

本事業の要件で、「農業法人等の代表者等は、国が提供する農業経営人材育成研修プログラムの中級コースのうち『労務管理』の科目を修了している、又は支援開始後1年以内に修了すること」としています。以下のURL又は右のQRコードより受講者ID登録を行い、中級コースのうちの『労務管理』の科目を修了し、修了証書を提出してください。

<https://agri-educ.maff.go.jp/keiei/>



（登録・ログインページ）

3 求人活動への支援

本事業の実施を希望される農業法人等で就業希望者をお探しの方は、全国新規就農相談センターの運営する就農情報ポータルサイト「農業をはじめる. JP」に無料で求人情報を掲載するなど、求人活動への協力をいたします。

<https://www.be-farmer.jp/recruitment/search/> より求人票をダウンロードし、必要事項を記載の上、全国農業会議所（shuunou@nca.or.jp）に送付又は各都道府県農業会議等にご相談ください。

4 採用前の事前就業体験への支援

就農希望者が本採用前に試行雇用や就業体験を行うことにより、農業への適性を確認できるとともに、職場に対する理解も深まり採用後もスムーズに業務に当たることができます。また、就業後に、自分の抱いていたイメージとのギャップを感じて早期離職することの防止にもつながります。厚生労働省が実施している「トライアル雇用制度」（月額最大4万円、最長3ヶ月）は、試行雇用した場合の助成制度です。試用雇用期間中に、適性や能力を見極め、その後、常用雇用へ移行することができ、雇用就農資金の活用に接続できますので、以下URLより詳細をご確認いただき、是非ご活用ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/page_06_00002.html

5 事業の活用事例の公表について

本事業を活用した新規雇用就農者に対する研修等の取組事例を以下のホームページ上で公開していますので、経営発展や雇用者の人材育成・定着に向けてご参考になしてください。また、紹介したい事例がありましたら、自薦・他薦は問いませんので、ご紹介ください。

<https://www.be-farmer.jp/farmer/employment/fund/case/>

Ⅷ お問い合わせ・申請先

※「雇用就農資金」HPにも掲載しています (<https://www.be-farmer.jp/farmer/employment/fund/>)

農業会議等	〒	住 所	電話番号	メールアドレス
北海道	060-0005	札幌市中央区北5条西6-1-23 北海道通信ビル5階	011-281-6761(直)	kovo@hca.or.jp
青森県	030-0802	青森市本町2-6-19 青森県土地改良会館4階	017-774-8580(直)	a02kaigi003@beach.ocn.ne.jp
岩手県	020-0884	盛岡市神明町7-5 パルソビル4階	019-626-8545(直)	info@iwate-ca.or.jp
宮城県	981-0914	仙台市青葉区堤通雨宮町4-17 宮城県仙台合同庁舎9階	022-275-9164(直)	04agri-miyagi@nca.or.jp
秋田県	010-0951	秋田市山王4-1-2 秋田地方総合庁舎内	018-823-2785(直)	05akita001@nca.or.jp
山形県	990-0041	山形市緑町1-9-30 緑町会館6階	023-622-8716(直)	nounokovou@vca.or.jp
福島県	960-8043	福島市中町8-2 県自治会館8階	024-524-1201(直)	kouve@fnkaigi.com
茨城県	310-0852	水戸市笠原町978-26 県市町村会館内	029-301-1236(直)	nounokovou@ibanou.com
栃木県	320-0047	宇都宮市一の沢2-2-13 とちぎアグリプラザ2階	028-648-7270(直)	tochikaigi@tochikaigi.or.jp
群馬県	371-0854	前橋市大渡町1-10-7 県公社総合ビル5階	027-280-6171(直)	gn-kovou@nca.or.jp
埼玉県	330-0063	さいたま市浦和区高砂3-12-9 埼玉県農林会館内	048-829-3481(直)	saiagri@sai-agri.com
千葉県	260-0855	千葉市中央区市場町1-1 県庁南庁舎9階	043-223-4480(直)	chibakovou@sirius.ocn.ne.jp
東京都	151-0053	渋谷区代々木3丁目25-3 あいおいニッセイ同和損保新宿ビル10階	03-3370-7146(直)	tonokog@tokaigi.com
神奈川県	231-0023	横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル10階	045-201-0895(直)	kovoshuno@nk.or.jp
山梨県	400-0034	甲府市宝1-21-20 県農業共済会館内	055-228-6811(直)	sannougi@nca.gw.ne.jp
岐阜県	500-8384	岐阜市藪田南5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎2階	058-268-2527(直)	gifu-kovou@nca.or.jp
静岡県	420-0884	静岡市葵区大岩本町15-21	054-294-8321(直)	17kouve@nca.or.jp
愛知県	460-0001	名古屋市中区三の丸二丁目6番1号 愛知県三の丸庁舎8階	052-962-2841(直)	kovoshuno@nougoukaigi.or.jp
三重県	514-0004	津市栄町1-891 三重県合同ビル2階	059-213-2022(代)	mieagri@juno.ocn.ne.jp
新潟県	951-8116	新潟市中央区東中通一番町86番地51 新潟東中通ビル4階	025-223-2186(直)	kouve@niikaigi.or.jp
富山県	930-0096	富山市舟橋北町4-19 富山県森林水産会館6階	076-441-8961(代)	tominou7@movie.ocn.ne.jp
石川県	920-0362	金沢市古府1-217 農業管理センター内	076-240-0540(直)	kouve@noukai.net
福井県	910-8555	福井市松本3-16-10 福井合同庁舎2階	0776-21-8234(直)	info@f-kaigi.jp
長野県	380-0826	長野市大字南長野北石堂町1177-3 JA長野県ビル11階	026-217-0291(直)	24nounokovo-nagano@nca.or.jp
滋賀県	520-0807	大津市松本1-2-20 滋賀県農業教育情報センター2階	077-523-2439(直)	shiganou@nca.or.jp
京都府	602-8054	京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町104-2 京都府庁西別館3階	075-417-6848(直)	kouve@agr-k.or.jp
大阪府	540-0011	大阪市中央区農人橋2-1-33 JAバンク大阪信連事務センター3階	06-6941-2701(直)	27kouve@nca.or.jp
兵庫県※1	650-0011	神戸市中央区下山手通4-15-3 兵庫県農業共済会館3階	078-391-1222(直)	kouve@forest-hvogo.jp
奈良県	630-8501	奈良市登大路町30 県庁分庁舎5階	0742-27-7419(直)	nokaigi@silver.ocn.ne.jp
和歌山県	640-8263	和歌山市茶屋ノ丁2-1 和歌山県自治会館6階	073-428-4165(直)	kouve@wnk.or.jp
鳥取県※2	680-0011	鳥取市東町1-271 県庁第2庁舎8階	0857-26-8337(直)	tnk@t-agri.com
島根県	690-0876	松江市黒田町432番地1 島根県土地改良会館3階	0852-22-4471(直)	webmaster@shimane-21.gr.jp
岡山県	700-0826	岡山市北区磨屋町9-18 県農業会館内	086-234-1093(直)	okanogvo@orange.ocn.ne.jp
広島県	730-0051	広島市中区大手町4-2-16 農業共済会館2階	082-545-4146(直)	kouve@h-kaigi.jp
山口県	753-0072	山口市大手町9-11 山口県自治会館2階	083-923-2102(直)	kovoshuno.yamaguchi@hyper.ocn.ne.jp
徳島県	770-0011	徳島市北佐古一番町5-12 徳島県JA会館8階	088-678-5611(直)	36kovoshuno@tokukaigi.or.jp
香川県	761-8078	高松市仏生山町甲263-1 3階	087-813-7751(直)	kk37005@iaa.itkeeper.ne.jp
愛媛県	790-0067	松山市大手町一丁目7-3 松山大手町ビル3階	089-943-2800(直)	enk@themis.ocn.ne.jp
高知県	780-0850	高知市丸ノ内1-7-52 県庁西庁舎3階	088-824-8555(直)	39nounokovou@nca.or.jp
福岡県	810-0001	福岡市中央区天神4-10-12 JA福岡県会館2階	092-711-5070(直)	n9faca@bronze.ocn.ne.jp
佐賀県	849-0925	佐賀市八丁畷町8番1号 佐賀総合庁舎4階	0952-20-1810(直)	sanoukai@sanoukai.jp
長崎県	850-0035	長崎市元船町17-1 長崎県大波止ビル3階	095-822-9647(直)	nca05@bronze.ocn.ne.jp
熊本県	862-8570	熊本市中央区水前寺6-18-1 熊本県庁本館9階	096-384-3333(直)	43kovousvuunou@nca.or.jp
大分県	870-0044	大分市舞鶴町1-3-30 STビル701号	097-532-4385(直)	n-kouve@agri-oita.net
宮崎県	880-0913	宮崎市恒久1-7-14	0985-73-9211(直)	mkk32@mivazaki-nk.net
鹿児島県	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1 県庁11階	099-286-5815(直)	noukovo46@po.minc.ne.jp
沖縄県	901-1112	島尻郡南風原町字本部453-3 土地改良会館3階	098-889-6027(直)	nougou@opca.or.jp

※1 兵庫県は兵庫県農業会議ではなく、(公社)ひょうご農林機構です。

※2 鳥取県は鳥取県農業会議ではなく、(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構です。

一般社団法人全国農業会議所(書類の申請については、所在地の都道府県農業会議等へお願いいたします)

〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8 中央労働基準協会ビル TEL: 03-6265-6891 FAX: 03-6265-6892

Ⅸ 採択後の助成金申請スケジュール

2025年度													2026 1
提出期限													2026年2月28日(土)

2026年度	2026 2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	2027 1
提出期限	2026年8月31日(月)						2027年2月28日(日)					

2027年度	2027 2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	2028 1
提出期限	2027年8月31日(火)						2028年2月29日(火)					

2028年度	2028 2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	2029 1
提出期限	2028年8月31日(木)						2029年2月28日(水)					

2029年度	2029 2	3	4	5	6	7	8	9				
提出期限	2029年8月31日(金)						2029年10月31日(水)					

事業対象期間：2025年10月1日～2029年9月30日（最長4年）

- ※ 助成金申請スケジュールは変更になる可能性があります。
- ※ 事業実施期間が3ヶ月未満の場合は、助成金は交付されません。
- ※ 助成金申請書提出期限までに申請書が提出されない場合は採択取消となり、助成金の交付ができませんので、提出期限を厳守してください。
- ※ 助成金申請に必要な書類は、「雇用就農資金」ホームページ又は各都道府県農業会議等窓口で入手できます。

X 記入例（一部）

1 様式第2号「2 定着率、新規就農者増加分（事業活用判定シート）」の記入例

募集回	令和 7 年度第 2 回
-----	--------------

初めて事業（雇用就農資金）を 活用した募集回	令和 4 年度第 1 回
---------------------------	--------------

1. 「定着率」要件（表1）

雇用就農資金、雇用就農緊急支援資金、農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業及び雇用就農者実践研修支援事業において、過去5か年度間に事業を活用し、助成金交付実績のある法人等雇用就農者等が2名以上いる場合、定着率が50%以上である必要があります。

農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業及び雇用就農者実践研修支援事業（雇用就農資金は除く）を活用し、助成金交付実績のある研修生が離農後、再度就農している場合は、就農状況について参考様式⑦に記載の上、申請時に添付してください。

なお、法人等雇用就農者等が多様な人材の場合又はやむを得ない事情により離農した場合は事業を活用した者から除くことができます。事業を活用した者から除いた者については、下記の「対象年度内に事業を活用した者」の人数には加えないでください。

対象年度	対象年度内に事業を活用した者			定着率
		定着	離農	
令和2年度 ～令和6年度	4人	3人	1人	75%

※ 「多様な人材」：障がい者、生活困窮者、刑務所出所者等

※ 「やむを得ない事情により離農」：法人等雇用就農者の死亡、天災等やむを得ないと全国農業会議所が認めた場合の離農

- 令和2年度～令和6年度における「対象年度内に事業を活用した者」が2名以上の場合は、定着率が50%以上でないと、今回応募の「定着率」要件を満たしません。
「対象年度内に事業を活用した者」が1名または0名の場合は、「定着率」要件は確認不要です。
- 「定着」とは、農業に従事していることを指し、農業法人等で継続雇用している場合のほか、他の農業法人等で就農、独立就農、親元就農、農業教育機関等に就学している等の場合です。

2. 「増加分支援」要件（表2・3）

①に該当する経営体都合による離農者数と比較して、②に該当する農業界に定着する人数が同数以上である必要があります。

① 過去に雇用就農資金を活用し、助成金交付実績のある法人等雇用就農者の状況（表2）

助成金交付実績のある法人等雇用就農者：令和4・5・6年度採択者で、研修継続中の者又は助成金交付を受けて研修中止した者

※法人等雇用就農者が多様な人材の場合又はやむを得ない事情により離農した場合は記載不要です。

※助成金交付実績のある法人等雇用就農者が11名以上いる場合は、参考様式⑧に記載し、申請時に添付してください。

No.	氏名	事業活用年度回	就農状況	就農状況（詳細）
1	農業 太郎	令和4年度第1回	離農（経営体都合）	
2	水田 花子	令和5年度第3回	独立就農	〇〇県△△市
3	畑 いちご	令和6年度第1回	離農（自己都合）	
4	○ 就農状況の欄には、「継続雇用」「他の法人等で就農」「独立就農」「親元就農」「農業教育機関等に就学」「離農（経営体都合）」「離農（自己都合）」のいずれかを選択してください。 ○ 「就農状況（詳細）」には、「他の法人等で就農」・「農業教育機関等に就学」した場合は就農先の法人等名・就学先の機関等名を記載してください。「独立就農」・「親元就農」の場合は、就農した地域（市町村名まで）を記載してください。 ○ 離農者（「離農（経営体都合）」の者）の法人等雇用就農者がいる場合は、②（表3）に該当する農業界に定着する者（＝補完雇用就農者）の人数が同数以上である必要があります。			
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※「就農状況（詳細）」には、「他の法人等で就農」・「農業教育機関等に就学」した場合は就農先の法人等名・就学先の機関等名を記載してください。

「独立就農」・「親元就農」の場合は、就農した地域（市町村名まで）を記載してください。

※「離農（経営体都合）」「離農（自己都合）」の場合は、その後の進路を把握している限りで記載してください。

※退職後の進路を把握していない場合は、「離農（経営体都合）」「離農（自己都合）」のいずれかを選択してください。

※就農状況等の申請内容を退職者に問い合わせる可能性があります。

- ② 初めて事業を活用した募集回における採用年月日が最も早い法人等雇用就農者の採用日以降に採用した者（正社員。採用時の年齢 50 歳未満）のうち、事業対象になっていない者（表 3）※①（表 2）で「離農（経営体都合）」の者がいない場合は、記載不要

- No. 0 には、初めて事業を活用した募集回における採用年月日が最も早い法人等雇用就農者の氏名・採用年月日を記載してください。
- 氏名・生年月日・採用年月日等は、法定帳簿である「労働者名簿」より転記してください。採択後の現地確認時に、労働者名簿を確認します。採用時の年齢が 50 歳未満の者が、補完雇用就農者の要件を満たします。
- 就農状況の欄には、「継続雇用」「他の法人等で就農」「独立就農」「親元就農」「農業教育機関等に就学」「離農」「不明（離農扱い）」のいずれかを選択してください。「就農状況（詳細）」には、「他の法人等で就農」・「農業教育機関等に就学」した場合は就農先の法人等名・就学先の機関等名を記載してください。「独立就農」・「親元就農」の場合は、就農した地域（市町村名まで）を記載してください。「就農状況（詳細）」に上記内容を記載できない場合は、「就農状況」は「不明（離農扱い）」を選択してください。

No.	氏名	生年月日	採用年月日	採用時の年齢	採用時農業経験 5 年以内	過去に雇用元の農業法人等と正社員としての雇用関係がない	就農状況	就農状況（詳細）
0	農業 太郎	—	2021/10/1	—	—	—	—	—
1	農地 二郎	1980/1/5	2021/12/1	42	○	○	独立就農	〇〇県△△市
2	野菜 梅子	2000/2/1	2022/10/1	22	○	○	継続雇用	

- ①（表 2）の離農者（「離農（経営体都合）」の者）と比較し、②（表 3）の農業界に定着する者（＝補完雇用就農者）の人数が同数以上である場合は、「増加分支援」要件を満たすため、応募が可能です。

表 2				表 3		
過去に雇用就農資金を 活用した 法人等雇用就農者数				事業対象になっ ていない者		
	うち農業界定着人数	うち離農者数			うち農業界 定着人数	うち離農者数
		自己都合	経営体都合			
3人	1人	1人	1人	2人	2人	0人

例の場合：①（表 2）の離農者（「離農（経営体都合）」の者） → 1人

- 補完雇用就農者の農業経験が 5 年以内かどうかは、提出いただく履歴書で確認します。
- 補完雇用就農者が正社員かどうか（①期間の定めのない雇用契約（独立前提の場合は有期でも可）、② 1 週間の所定労働時間が 35 時間以上で主に農畜産物の生産に従事、③雇用保険、労災保険（法人の場合は厚生年金保険及び健康保険も）に加入）は、採択後の現地確認調査時に、雇用契約書（労働条件通知書）、出勤簿、保険関係書類等で確認します。

（参考：定着率要件、新規就農者増加分支援要件について）

【定着率要件】

本事業等において令和２年度～令和６年度までに研修を開始した法人等雇用就農者等が２人以上いる場合、農業に従事している法人等雇用就農者等の数が、過去に受け入れた雇用就農者等の数の１／２以上であること。

【増加分支援要件】

雇用就農資金では、新規雇用就農者の増加分が支援対象となる（＝増加分支援要件）ため、過去に雇用就農資金の支援対象となった雇用就農者が経営体都合で離農している場合、新たに支援を受けるためには、当該離農者分にあたる新規就農者（＝補完雇用就農者）を雇用しなければならない。ただし、雇用就農者の自己都合での離農は、この限りではない。

なお、補完雇用就農者については、支援対象の新規雇用就農者と同様の条件で雇用されている者とする。

補完雇用就農者の要件

農業法人等が、過去に本事業、雇用就農緊急支援資金の支援対象となった法人等雇用就農者が農業法人等の責めに帰すべき理由（経営体都合による解雇、雇用契約内容とは異なり雇用就農者の同意のない労働条件の悪化、ハラスメント、経営体都合で研修が行えなくなった等）により離農した場合に、新たに本事業の支援を受けるために当該離農者分にあたる新規就農者として雇用する者（補完雇用就農者）は、次の事項を全て満たさなければならない

ア 当該農業法人等において初めて本事業の支援対象となった法人等雇用就農者のうち採用日が最も早い者の採用日以降に、当該農業法人等との間で正社員として期間の定めのない雇用契約を締結して採用された者であること。ただし、当該就農者が独立等することを前提としている場合は、従業員としての雇用契約の締結で可とする。

イ アの採用日時点で原則５０歳未満であること。

ウ 雇用保険及び労働者災害補償保険に加入していること。また、雇用元が法人の場合は、厚生年金保険及び健康保険に加入していること。

エ 主に農畜産物の生産（当該農業法人等で生産された農畜産物の加工・販売を含む。）に関する業務に従事し、１週間の所定労働時間が３５時間以上であること。ただし、当該就農者が障がい者の場合は、１週間の所定労働時間は２０時間以上で可とする。なお、１週間の所定労働時間がこれらに満たないやむを得ない事情があると本会が認める場合はこの限りではない。

オ アで締結した雇用契約より前に当該農業法人等との間で正社員としての雇用関係がないこと。ただし、当該農業法人等が新たに農業に参入した法人であって参入以前に雇用関係がある場合はこの限りではない。

カ 過去の農業就業期間等が５年以内であること。

キ 補完雇用就農者が外国人の場合は、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」又は「特別永住者」の在留資格を有する者であること。

定着・離農にかかる判断

【定着していると判断するケース】

⇒研修中、研修後も勤務中、独立就農、親元就農、転職（農業関係）、就学・研修（農業関係）

【離農していると判断するケース】

⇒転職（農業関係以外）、就学・研修（農業関係以外）、進路未定、不明

※ただし、雇用就農者等が多様な人材（障がい者および生活困窮者、刑務所出所者等）である場合や農業法人等の責によらない雇用就農者の退職、法人等雇用就農者の死亡、天災その他やむを得ない事情であると全国農業会議所が認めた場合は、補完を要しない。

2 様式第2号「8 研修計画」の記入例

研修1年目

従事させる作業等	左記の作業において習得させる技術
・ トマト、ピーマン等の育苗作業 ・ トマト、ピーマン等の定植作業 ・ トマト、ピーマン等の整枝・誘引作業 ・ トマト、ピーマン等の収穫作業 ・ 土づくり作業	・ 農作物の播種、温度管理技術等 ・ 定植の施肥、マルチ張り技術等 ・ 生育ステージに応じた整枝・誘引技術等 ・ 選別、包装、出荷の技術等 ・ 土壌消毒、施肥散布技術（一人で作業できる）

研修2年目

従事させる作業等	左記の作業において習得させる技術
・ トマト、ピーマン等の施肥作業 ・ トマト、ピーマン等の病害虫防除作業 ・ トマト、ピーマン等の除草作業 ・ 土づくり作業 ・ <u>農業簿記</u>	・ 二毛作の定植準備技術 ・ 防除、葉面散布の実践技術等 ・ 農作業機械操縦技術等 ・ 土壌消毒、施肥散布技術、他従業員への指導 ・ <u>農業簿記の仕組みの理解等</u>

研修3年目

従事させる作業等	左記の作業において習得させる技術
・ 気温変化に伴う管理作業 ・ トマト、ピーマン等の残さ処理作業 ・ トマト、ピーマン等の温度・水管理 ・ トマト等の加工品の製造等 ・ <u>出荷数量や経費の取りまとめ作業等</u>	・ 低温時の作物管理技術等 ・ マルチ等資材の撤去方法、残さの処理方法等 ・ 養液の調合方法、水管理技術等 ・ 収穫物の保存と加工技術等 ・ <u>損益計算技術等</u>

研修4年目

従事させる作業等	左記の作業において習得させる技術
・ トマト収穫作業（責任者） ・ 定植指揮、段取りや人員管理技術等 ・ 農業機械のメンテナンス ・ <u>次年度の作付け計画作成</u> ・ <u>パート採用業務等</u>	・ 選別、出荷等の管理、他従業員への指導 ・ パートへの作業指示・指導技術等 ・ 農閑期のメンテナンス技術等 ・ <u>栽培品種の選定、消費者ニーズの理解等</u> ・ <u>繁忙期の人員管理技術</u>

- 研修を通じて習得を目指す技術等が具体的に分かるように記載してください。
- 研修期間を通じて、どのように段階的に技術習得を目指すか分かるように記載してください。従事させる作業が前年と同じ場合には、どの程度の習熟度（一人で作業できる、他の従業員への指導等）を目指すか分かるように記載してください。各年の計画が全く同じ場合は、再提出を求めることがあります。
- 各年、作業及び習得させる技術について、それぞれ最低5項目以上記載してください。
- 法人等雇用就農者が支援終了後に独立する場合は、経営ノウハウに関する研修は必須です。（例：波線部分）

（参考：農業法人等の要件イ 一部抜粋） 研修はおおむね年間300時間以上行うこととし、作物の栽培管理技術又は家畜の飼養技術は必須とする。また、支援終了後に独立等することを前提とした法人等雇用就農者に対しては、これに加え経営ノウハウを身に付けるための研修の実施を必須とする